

夢を実現する第一歩のために

2021年1月号

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。

今年は辛丑(かのとうし)の年です。辛丑の年は古い殻にとらわれながら新しいものを掴み取ろうとする試行錯誤の年と言われていますので、「夢・目標・方向性」を明確にすることが必要です。

そして 2021 年に成功するための秘訣は、単独で動くのではなく、様々なものと連携して(束ねて)物事を円滑に進めていくことだそうです。今年のラッキーカラーのラベンダー、黄色、ベージュ、とゴールドもぜひ活用してみてください。共に新しい未来を創って行きましょう。本年も宜しくお願ひ致します。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税制改正大綱、発表！
- ◇個人が国等から受け取る給付金等の課税関係
- ◇確定申告にあたり
- ◇新春のご挨拶



税制改正大綱、発表！

自由民主党・公明党の両党は 12 月 10 日、2021 年度与党税制改正大綱を決定しました。新型コロナウイルス感染拡大による経済や暮らしへの打撃を和らげるため、住まいや車の減税を延長し、菅政権が推薦する脱炭素化やデジタル化への企業の投資優遇も盛り込みました。改正により国税で 500 億~600 億円程度の減税になります。経済の下支えや消費喚起へ負担増を回避しましたが、新規の減税は企業向けが中心で、贈与税の特例や住宅の減税は資産家を優遇する面もあり、新型コロナで痛みを受けた幅広い層への波及が課題となりました。

①2021 年度税制改正はコロナ禍による景気悪化への対応

産業競争力強化のため、企業のDX（デジタル技術を活用した企業変革）を促進する措置等の創設や、研究開発税制の見直しがあります。コロナ禍により売上が一定程度減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業については、控除上限を法人税額の 25%から 30%に引き上げます。また、コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制を見直します。

②中小企業の支援

中小企業者等に係る軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を 2 年延長するほか、所得拡大促進税制は、適用要件を緩和した上で 2 年延長します。また、中小企業の経営資源の集約化に資する税制を創設し、経営資源の集約化によって生産向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、準備金を積み立てたときは損金算入を認めるなど、M & A 後の積極的な投資や雇用の確保を促します。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

③個人所得課税

住宅ローン減税について、13年間の特例を延長し、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については床面積40平方メートルから50平方メートルまでの住宅も対象とする特例措置を講じます。

④資産税課税

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用期限を2年延長しますが、結婚・子育て資金の一括贈与は、次の適用期限到来時に、制度の廃止も含め改めて検討します。

⑤固定資産税

コロナ禍前の地価上昇に対応するため2021年度に限って固定資産税の上昇分を2020年度水準に据え置きます。

⑥納税環境

納税環境のデジタル化の観点から、税務関係書類における押印義務を見直します。具体的には、税務手続きの負担軽減のため、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めていたものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めていたもの等を除き、押印義務を廃止。地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、国税と同様、押印義務を廃止します。

詳細な内容については別紙一覧で確認をしていただきたいと思いますが、12月のニュースで案内した「贈与税と相続税の一体課税」について、今年の改正は見送られました。ただし、改正大綱には次のとおり書いてあります。

■贈与税と相続税の一体課税は？

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

「税制改正大綱」には、最後に「本格的な検討を進める」と書いてあるだけで、具体的なことは記載されていません。

そのため、多少の期間は「暦年贈与を繰り返すことによる相続税の節税」が可能です。できるだけ早く贈与をおこなうことで、確実な節税を図っていただければと思います。

贈与価額と贈与税の実効税率の関係は右記の通りです。

もちろん、「いくらの贈与をした方が得なのか？」は本人が亡くなつた時の相続財産などの状況次第なので、現時点では明確には言えないかも知れません。

しかし、「贈与税は高い」という認識により相当な資産家の方でも年間110万円の贈与にしているケースがあります。

特に、贈与税と相続税の一体課税が始まることが予想されるので、ここ数年の贈与額は「ある程度踏み込んだ額」にすることが重要です。

贈与税の税負担率表

贈与価額	一般贈与		特例贈与(注1)	
	税額	税負担率	税額	税負担率
万円	万円	%	万円	%
110	0	0	0	0
200	9	4.5	9	4.5
220	11	5.0	11	5.0
260	15	5.8	15	5.8
300	19	6.3	19	6.3
340	24.5	7.2	24.5	7.2
380	30.5	8.0	30.5	8.0
400	33.5	8.4	33.5	8.4
500	53	10.6	48.5	9.7
600	82	13.7	68	11.3
700	112	16.0	88	12.6
800	151	18.9	117	14.6
900	191	21.2	147	16.3
1,000	231	23.1	177	17.7

注1)20歳以上(その年1月1日)の者が直系尊属から受けける贈与

注2)「一般贈与」・「特例贈与」の税額はその年の受贈金額が「一般贈与」のみ、または「特例贈与」のみである場合の金額とする。

★成人年齢の引き下げにより2022(令和4)年4月1日以後は18歳となる。

個人が国等から受け取る 給付金等の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響による給付金等の支給が、国や地方公共団体（以下、国等）から行われています。この給付金等に係る課税関係は、その都度判断します。そして個人が課税される給付金等を受け取る場合には、どの所得に該当するのかも判断しなければなりません。そこで今回は、個人の確定申告時期を前に、国税庁から公表されている情報から、国等から個人へ支給された給付金等に係る課税関係を確認しましょう。

1. 課税となるもの、ならないもの

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、課税されないものの区別の仕方は、原則として次のとおりとなっています。

課税となるもの	以下の非課税以外
課税されないもの (=非課税)	次のような給付金等 ①給付金等の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの ②その給付金等が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの ・学資として支給される金品 ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

2. どの所得に該当する？

個人の所得税の計算上、その発生の要因等に応じて、次の10種類の所得のうちのいずれかにあてはめた上で、それぞれの所得ごとに所得金額を計算します。

個人が国等から課税となるものに該当する給付金等の支給を受けた場合には、上記のうち、どの所得に該当するのかを判断しなければなりません。

その判断となる指針が、国税庁の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（以下、資料）で、右記のように示されています。

・ 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 利子所得 ・ 配当所得 ・ 給与所得	・ 雑所得 ・ 謹渡所得 ・ 一時所得 ・ 山林所得 ・ 退職所得
①事業所得等	事業に関連して支給される給付金等 例. 事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんをして支給するもの
②一時所得	事業に関連しない助成金で臨時に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される給付金等
③雑所得	上記①②いずれにも該当しない給付金等

3. 具体的な例示

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、非課税となるものの例示が上記資料内に記載されています。その他、2020年から新たに給付金等として支給されるものを一部含め、次のとおりにまとめました。

○非課税となるもの（例示）

・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 ・ 学生支援緊急給付金 ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金	・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成簡素な給付措置（臨時福祉給付金） ・ 子育て世帯臨時特例給付金 ・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 ・ 東京都認証保育所の保育料助成金
---	--

○課税となるもの（例示）

①事業所得等	・持続化給付金（事業所得者向け）	②一時所得	・持続化給付金（給与所得者向け）
	・家賃支援給付金		・Go Toキャンペーン事業における給付金
	・感染症拡大防止協力支援金（広島県）		・すまい給付金
	・農林漁業者への経営継続補助金		・地域振興券
	・文化芸術・スポーツ活動の継続支援		・マイナポイント
	・東京都の感染拡大防止協力金	③雑所得	・持続化給付金（雑所得者向け）
	・雇用調整助成金		・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの）
	・小学校休業等対応助成金		・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）
	・小学校休業等対応支援金		
	・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金		

4. 一時所得にご注意を

事業所得や雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。

一時所得は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を差し引き、そこからさらに最大50万円を控除することができます。そのため、その年中に一時所得となる金額すべてを足した合計が50万円を超えない限り、実質課税はされません。

一時所得として注意すべきは、保険金の満期返戻金や解約返戻金として一時金を受け取った場合、あるいはふるさと納税を行うことで、ふるさと納税の返礼品を受け取っている場合です。これらは一時所得となりますので、ご注意ください。

関与先 各位

確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ●私の年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。

※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。



参考文献： ■中国新聞 ■ゼイタックス ■生保営業支援塾 ■My Komon



弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに
取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



明けましておめでとうございます。

コロナ禍において如何お過ごしでしょうか。

現在、コロナ対策の税制や支援金等、様々なものが有り、今後ウィズコロナ・ポストコロナに対応する政策も構築されてくると思います。これらの情報をいち早く情報発信してまいります。本年も宜しくお願ひ致します。

副所長 中山 昌実

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。

昨年の迎春には現状の世の中は誰しもが想像できない事態となり、今だ先行きの見通しも難しい状況が続いております。想定外に対応できる精神力と経営基盤確立のお手伝いが出来る情報発信源となれるよう弊社並びにスタッフ一同、精進致します。

取締役 中野 一弘



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

